

# 村合併<その2>

## 合併したらどうなるの？

現在、釧路市・釧路町・阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町の6市町村による合併協議が進められております。  
今回は合併協議会で調整中の合併基本4項目と行政制度の調整状況および4月に実施した住民意向調査の結果についてお知らせします。

### いつ、どんなふう

#### 合併するの？

合併協議における基本的な4項目についての協議会事務局案が、6月13日開催の「新市建設構想小委員会」に提示されました。

この中で「新市の名称」については、決定の時期や方法を含めて議論されていて、最終的には「合併協議会」で決定されることとなります。

#### ★合併基本4項目事務局案★

- ① 合併の方式・6市町村が対等の立場で協議を進めており、合併方式も対等を基本とした「新設合併」
- ② 合併の時期・合併特例法の期限となつている「平成17年3月末」まで
- ③ 新市の名称・「釧路」という言葉がこの地域を包括した地名であり、知名度もあることから「釧路市」とする
- ④ 新市の事務所の位置・当面「釧路市の現庁舎」とする

### 合併したら行政サービスは

#### どう変わるの？

合併協議会の各小委員会では、6市町村間の行政制度等の調整方針について検討を進めています。主な項目で、釧路市は現状からどう変わるのかをご紹介します。なお、途中経過であり最終決定ではありません。  
また【調整中】になっている項目については、次号でお知らせします。なお、行政制度の調整の過程は次ページの下段でお知らせしています。

### 第4回

## 釧路地域6市町村合併協議会

を開催します

日時●7月7日(月)午後1時30分～

会場●釧路パシフィックホテル  
2階 白鳳の間

協議会はどなたでも傍聴することができます。

問合せ●釧路地域6市町村合併協議会(☎31-8580)

※②のマークがついているのが合併により釧路市の現状から変わる項目です。

### 各種料金・手数料

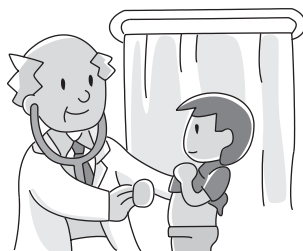
- ・水道料金Ⅱ【調整中】
- ・下水道使用料Ⅱ【調整中】
- ・下水道受益者負担金Ⅱ負担区ごとに計算されるため現行どおり
- ② 尿処理手数料Ⅱ現在の1リットル当たり5円とほぼ同額の4～5円となります
- ・戸籍住民窓口手数料Ⅱ【調整中】
- ・火葬場使用料Ⅱ釧路市の額に統一
- ・市営住宅の家賃Ⅱ算定基準の変更により増額になる場合がありますが、据え置き措置により現在の家賃より高くなることはありません
- ・道路占有料Ⅱ政令の基準どおり釧路市の額に統一

### 税金

- ・個人市民税Ⅱ現行どおり(町村の均等割額は合併5年後に年額500円増)
- ・法人市民税Ⅱ現行どおり(合併後3年程度をかけて釧路市を含む5市町村の税率に統一)
- ・固定資産税Ⅱ同一制度のため現行どおり
- ② 入湯税(温泉の利用に対する税)Ⅱ阿寒町の税額を採用。釧路市の日帰り入浴分が40円高くなります

### 保健・医療

- ・老人医療費助成制度Ⅱ北海道の基準どおりの釧路市は変わります
- ・乳幼児医療費助成Ⅱ当面、現行制度を継続
- ・乳幼児健康診査・予防接種Ⅱ合併後1年かけて調整



記載されている「合併基本4項目」や「行政制度の調整状況」はあくまでも途中経過であり、決定事項ではありません。

# 特集!! 市町

## 国保・介護保険

- ・国民健康保険料Ⅱ【調整中】
- ・出産育児一時金Ⅱ同一制度のため現行どおり
- ・葬祭費Ⅱ鉦路市の額に統一
- ・健康診査助成（脳ドック、短期人間ドック）Ⅱ継続
- ・介護保険Ⅱ平成17年度まで現在の保険料・サービスを継続
- 平成18年度分からは、新たな介護保険計画の中で検討



## 高齢者・障害者福祉

- ②変 重度障害者交通費助成Ⅱ現在の年間9千4百円のタクシース券助成から年間1万2千円の助成へ変更（タクシー、バス、自家用車（ガソリン）の利用助成を選択可能）
- ・人工透析通院費補助Ⅱ現行どおり
- ②変 配食サービスⅡ自己負担額が500円から300円に変更
- ・敬老祝い金Ⅱ【調整中】

## 子育て・教育

- ・幼稚園就園奨励費Ⅱ同一制度のため現行どおり
- ・保育料Ⅱ各市町村とも現行どおり（時間をかけて調整）
- ・学校給食費・給食方式（単独校、センター方式）Ⅱ各市町村とも現行どおり
- ②変 小中学校の通学区Ⅱ鉦路市と鉦路町が隣接する地区で調整
- ②変 高等学校の学区Ⅱ6市町村がひとつの学区になることが基本（各学校の定員確保については調整中）
- ・奨学金貸付Ⅱ【調整中】
- ・遠距離通学への補助制度Ⅱ【調整中】
- ・スクールバスの運行Ⅱ現行どおり
- ・小中学校の教科書Ⅱ新市で統一して採択
- ・図書館の利用Ⅱ【調整中】



## 生涯学習・住民活動等

- ・連合町内会への助成、街路灯補助Ⅱ当面、現行制度を継続し、合併後3年程度をかけて調整
- ・老人クラブ活動助成金Ⅱ合併後1年をかけて調整
- ②変 まちづくりに関する補助金Ⅱ趣旨を生かしながら、町村の制度と統合
- ・祭り、イベントⅡ現行どおり



## その他サービス等

- ・道路整備・公園の維持管理Ⅱ現行どおり
- ・除雪Ⅱ現行体制を維持
- ・ごみの収集Ⅱ現行どおり
- ・資源物の収集Ⅱ多少の調整が図られます
- ・町名Ⅱ現行どおり（北斗と鉦路町北都は合併後に検討）
- ・都市計画における用途地域Ⅱ現行どおり

## ●行政制度の調整過程●

調整する行政制度等の項目は全部で1,246項目。そのうち、先行して調整している項目は137項目。

